

標題

香港籍船の救命、防火、消火設備の保守・点検及び試験について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0933
発行日 2012 年 12 月 3 日

各位

香港政府より、同国籍船舶の救命、防火、消火設備の保守・点検及び試験等について、"Some Frequently Asked Technical Information / Requirements for Hong Kong Registered Cargo Ships"が発行されております。

この指示により確認されました救命、防火及び消火設備の保守、点検について指示を以下に取り纏めましたのでお知らせ致します。
必要に応じ原文は同政府のホームページ(<http://www.mardep.gov.hk>)をご参照ください。

これにより ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0602(2004 年 9 月 30 日発行)は絶版と致します。

1. 適用日

今回の指示で新しく要求される項目については、以下の時期までに適用すること。

2(6)、5(1)、8、9: 2013 年 1 月 1 日以降最初の SE 定期的検査時

6: 2013 年 1 月 1 日以降最初の入渠検査時

2. 消火器

- (1) 消火器は Competent person により毎年検査を受ける必要がある。この場合の Competent person とは本船の Chief Officer、Second Engineer 以上の乗組員として差し支えない。
- (2) 各消火器には検査を受けたことを示す標識を付ける。
- (3) 恒久的に加圧されている消火器の貯蔵容器並びに加圧されていない消火器の起動用ガス貯蔵容器に対して 10 年ごとに水圧試験を行う。また加圧されていない消火器の貯蔵容器についても 10 年ごとに水圧試験を行う。
- (4) 持運び式 CO2 及びハロン消火器は居住区域に配置しないこと。
- (5) 配電盤等がある部屋に備える持運び式ガス消火器の容量は、ガス濃度がその区画の正味容積の 5%以下となるものであること。
- (6) 同型式及び同年に製造された消火器のうち、少なくとも 1 台は 5 年ごとに防火操練の一環として放出試験を行う。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

3. 自蔵式呼吸具(SCBA)

SCBA シリンダーの水圧試験は 5 年を超えない間隔で行い、水圧試験の日付を容器に恒久的に表示する。

4. 全閉囲型救命艇の空気自給装置用貯蔵容器

閉囲型救命艇内に備えられる空気自給装置用の貯蔵容器に対して、5 年を超えない間隔で内部検査、外観検査及び水圧試験を行い、水圧試験の日付を容器に恒久的に表示すること。

5. 泡消火装置

- (1) 固定式泡消火装置は 2 年ごとに承認された適切な整備業者により点検されること。
- (2) 船上に備えられる泡濃縮液の有効性の確認は製造後 3 年目に、それ以降は毎年、承認された試験機関もしくは製造者の試験所で行う。この泡濃縮液の製造年月日及びそれ以降の有効性の確認についての記録を本船に保管する。

6. 固定式炭酸ガス消火装置

固定式炭酸ガス消火装置は IMO Circular MSC/Circ.1318 に従って整備・点検されること。
高圧シリンダーは中間検査、定期検査時に 10 年を超えない間隔で定期的に試験すること。10 年目の点検では、少なくとも 10%のシリンダーの内部点検及び水圧試験について承認された整備業者により実施すること。

7. 固定式ハロン消火装置

- (1) ハロンシリンダーに対する製造後に行う初回の検査及び水圧試験は製造から 10 年後に行うこと。しかしながら、以下のいずれかの条件を満たしている場合、本要件は 20 年まで緩和できる。
 - (i) 承認された適切な整備事業所によりシリンダーが過去の記録と共に整備されている場合、又は
 - (ii) 本船上の Competent person により、シリンダーの外観検査及び内容物損失量の調査が 1 年を超えない間隔で 10 年間にわたり行われている場合。外観検査には物理的な損傷及び過度な腐食への点検が含まれ、その結果は適切に記録されなければならない。この場合 Competent person は本船上の上級航海士或いは機関士として差し支えない。
- (2) 上記(i)或いは(ii)に従ってシリンダーが検査されたことを確認するための記録が本船上に保存されていない場合、以下のいずれかに該当する処置を行うこと。
 - (i) 次回ドライドックが 12 ヶ月以内に行われる場合、全シリンダーの水圧試験をドライドック期間中に行う、又は
 - (ii) 次回ドライドックが 12 ヶ月を超え、18 ヶ月未満に行われる場合、シリンダーの水圧試験は個船ごとに考慮される、又は
 - (iii) 次回ドライドックまで 18 ヶ月以上の期間がある場合、シリンダーの 30%に対し早急に水圧試験を行うこと。その水圧試験の結果が良好であれば残りのシリンダーに対する水圧試験を次回ドライドック時に行うことができる。

(次頁に続く)

- (3) 水圧試験に対する 20 年目までの緩和処置は、放出されたもの、残存ガスの容量が 90%に満たないもの、又は外観に過度の腐食が見られるようなシリンダーに対しては適用されない。いかなる場合も、20 年を超えて水圧試験が行われていないシリンダーを使用することは認められない。
 - (4) 20 年を超えたシリンダーに対する水圧試験は 5 年間隔とする。
 - (5) 上記にかかわらず、放出及び再充填されたシリンダーに対しては 5 年間隔で水圧試験を行うこと。
8. 医療用酸素シリンダー
承認された事業所により 5 年を超えない間隔でシリンダーの水圧試験を行うこと。
水圧試験の実施日は恒久的に容器に表示されること。
9. イマーシヨンスーツ及び耐暴露服の点検
継ぎ目や開閉部の強度と水密性の保持を確認するため、イマーシヨンスーツ及び耐暴露服に対して 3 年を超えない間隔、10 年を超えるものについてはさらに頻繁な間隔で気密試験を行うこと。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター 検査技術部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2027
Fax: 03-5226-2029
E-mail: svd@classnk.or.jp